

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
松山地方法務局 大洲支局	大洲市菅田町宇津、大洲市菅田町菅田
松山地方法務局 今治支局	今治市宅間
松山地方法務局 宇和島支局	宇和島市高串